

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 7 月末まで  
昭和 48 年 4 月ごろから 49 年 7 月末まで A 社 B 支所の C 部門で勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社に係る厚生年金保険の記録が無く、納得がいかない。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年 4 月ごろから、A 社 B 支所で働き始め、49 年 7 月末に仕事を辞め、翌 8 月に D 県に帰った。」と供述しているところ、戸籍の附票によると、申立人は、49 年 8 月 2 日付けで E 県 F 市から D 県 G 市に転入していることが確認でき、申立人が申立期間において A 社で勤務していたことは推測できる。

しかしながら、A 社では、申立人に係る人事記録及び賃金台帳を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態は不明と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A 社における雇用形態についてパートタイマーだったと供述しているところ、同社の人事担当者は、「現在でもパートタイマー従業員については、正社員の所定労働時間の 4 分の 3 以上勤務する者を社会保険に加入させており、必ずしもパートタイマー従業員全員を社会保険に加入させているわけではないので、申立期間当時もパートタイマー従業員については、社会保険に加入させない取扱いがあったと思う。また、当社が保管する厚生年金基金の加入者データに申立人の記録が無いことから、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行っていないものと考えられる。」と供述している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人が申立期間において A 社で雇用保

険に加入していたとする記録は見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらない上、F市の国民年金被保険者納付記録及びG市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間中である昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月20日に一括で納付し、49年4月から同年7月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 55 年 7 月まで

昭和 53 年 9 月から 55 年 7 月までの期間、A 事業所（現在は、B 社）に勤務した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録照会をしたところ、同事業所に勤務した期間の記録が無いとの回答であった。

昭和 53 年 11 月 30 日に再交付された雇用保険被保険者証を所持しており、間違いなく勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する申立期間当時の同僚及び社会保険事務担当者の供述並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は、昭和 61 年 4 月 1 日に初めて社会保険の適用事業所となっており、申立期間は社会保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間当時の同僚及び社会保険事務担当者は、同年 3 月 31 日までは国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、A 事業所は個人事業所で、昭和 59 年 11 月に法人化（B 社に名称変更）して、61 年 4 月から社会保険の適用事業所となっている。それ以前は、厚生年金保険には加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述している。

さらに、B 社は、申立期間の賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の事業主も既に死亡している上、申立人も給与明細書等を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。